

令和 2 年

南部町議会第 2 回臨時会会議録

令和 2 年 5 月 1 2 日

山梨県 南部町議会

令和2年南部町議会第2回臨時会

令和2年5月12日(火)

午前10時00分 開会・開議

於 議 場

議 事 日 程 (第1号)

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 提出議題の報告

日程第 5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第28号 南部町長等の給与の特例に関する条例の制定について

議案第29号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第1号)

日程第 6 議員提出議案の説明、質疑、討論、採決

発議第 1号 南部町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定
について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	木内秀樹	2番	遠藤高芳
3番	高橋茂広	4番	若林良一
5番	望月光彦	6番	小泉昇一
7番	若林一明	8番	市川強
9番	望月藤一	10番	堀之内可和
11番	遠藤光宣	12番	仲亀佳定

5. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

6. 会議録署名議員

9番	望月藤一	10番	堀之内可和
----	------	-----	-------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

町長	佐野和広	教育長	芦澤和彦
秘書政策監	望月一弥	会計管理者 (兼)出納室長	望月浩
総務課長	滝基成	財政課長	市川隆
税務課長	佐野彰紀	子育て支援課長	佐野勝
産業振興課長 (併)農業委員会事務局長	岡村忠	出納室室長補佐	渡辺幸博

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 遠藤一明

開会 午前10時00分

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第2回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

環境省が推進するクールビズも、今年で16年目を迎えましたが、本町議会におきましても、昨年同様、地球温暖化防止と節電に取り組むため、本会議等での上着・ネクタイの着用は自由といたしますのでご了承ください。

議員各位におかれましては、令和2年第2回臨時会の招集通知を差し上げましたところ、何かとご多用の中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会の円滑なる議会運営に、格段のご協力を併せてお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和2年南部町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第2回臨時会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において9番 望月藤一議員および10番 堀之内可和議員の両名を指名いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長および教育委員会の教育長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。
次に、請願、陳情についてであります。本臨時会に付する請願、陳情等はありません。
以上で、諸報告を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（仲亀佳定君）

日程第5 議案の説明、質疑、討論、採決を行います。

議案第28号 南部町長等の給与の特例に関する条例の制定について

議案第29号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第1号）

以上3件について、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、令和2年南部町議会第2回臨時会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催できますことに心から感謝申し上げます。

4日、政府からの緊急事態宣言延長を受け、山梨県では、7日に新たな緊急事態措置が発表され、これまでの外出自粛や店舗施設への休業の要請などが、一定条件のもと緩和されることとなりましたが、東京、神奈川、埼玉など、特定警戒都県に隣接していることから、引き続き十分な警戒を呼びかけております。

本町においては、8日からアルカディア美術館・図書館を再開しましたが、来館する際には検温の実施、マスクの着用や手洗いの徹底と、利用者の皆さまに感染拡大防止策にご協力いただいているところであります。今後、近隣の感染症状況などを判断し、社会教育施設も順次再開していく予定ですが、引き続き町民の皆さまの健康を最優先し、国や県、関係機関と連携しながら予防と対策に全力で取り組んで参ります。

それでは、本臨時会に提案させていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

本臨時会に上程しました議案は、条例の制定が1件、改正が1件、一般会計補正予算が1件の合計3件であります。

議案集をご用意ください。

はじめに、議案集1ページ、議案第28号 南部町長等の給与の特例に関する条例の制定についてですが、新型コロナウイルス感染拡大により、今町民の皆さまには大変ご不便やご苦勞をおかけしておりますが、全ての町民の皆さまが、町からのお願いや要請を快く聞き届けていただいております。また、経済的影響も少なからず出ております。私としましても、少しでも町民の皆さまの心情に寄り添えればとの思いから、些少ではありますが、町の特別職の給料の一部を減額し、誠意姿勢をお示したことに伴い、本条例の制定を行います。

次に、議案集3ページ、議案第29号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、新型コロナウイルス感染症および、その蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響を緩和するために、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、住民税、軽自動車税、固定資産税に特例措置を講じるとしたことに伴い、条例の一部の改正を行うものであります。

次に、議案集6ページ、議案第30号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてですが、歳入歳出それぞれ8億5,642万3千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を57億9,142万3千円とするものであります。

補正予算の主な内容については、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する、全世帯への特別定額給付金給付事業と、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業および、町単独として実施する、ふるさと支援商品券事業に係る経費を計上しました。

単独事業として計上しましたふるさと支援商品券事業は、新型コロナウイルス感染拡大の出口が見えないことにより、大きな不安に包まれている町民の皆さまが、日々の生活において経済活動を自粛せざるを得ない状況の中、町内事業所や各家庭に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えし、少しでも不安な気持ちを払拭することができればとの思いから、町内商店で利用できる商品券を1人あたり1万円とし、町民すべてにお送りするものであります。

その財源については、基金を充てさせていただきます。歳入全体では、国庫支出金、財政調整基金繰入金、繰越金を充当し、収支の均衡を図っております。

以上で提案理由の説明を終わります。なお、詳細な内容につきましては、このあと担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（仲亀佳定君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第28号について、滝総務課長。

○総務課長（滝 基成君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第29号について、佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第30号について、市川財政課長。

○財政課長（市川 隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

次に、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

議案集1ページをお開きください。

議案第28号 南部町長等の給与の特例に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第28号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集3ページをお開きください。

議案第29号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第29号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第30号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員(市川 強君)

8番、市川。特別定額給付金について、先週からマイナンバーカードを使った申請をオンラインでやっていると思います。また、今後申請書を発行して振込になるということですが、一番早くて振込はいつ頃になる予定ですか。

○議長(仲亀佳定君)

滝総務課長。

○総務課長(滝 基成君)

8番、市川強議員のご質問にお答えいたします。

オンライン申請については、5月8日からスタートをさせていただき、現在19件の申請を受けております。それから、ペーパーによる申請書については、今後発送をする予定でございますが、本日の臨時議会で可決されましたら、オンラインシステムで申請があったものについては、早急に給付の手続きを取り、来週20日頃には1回目の給付ができるかと考えております。

なお、申請書につきましては、今週15日頃発送しますので、受付後、順次給付の手続きをとらせていただき、給付まで概ね1週間ということで予定をしています。

以上です。

○議長(仲亀佳定君)

他に、質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員(市川 強君)

自分でできる人はいいですが、世帯主の方で、自分でできない人や役場に来られない人とか、そのような場合にどのような方法がありますか。

○議長(仲亀佳定君)

滝総務課長。

○総務課長(滝 基成君)

要は、高齢世帯ということになると思います。大変大きな金額が関わりますので、町の方で、この方をお願いしてくださいというのも言い難いところもございます。

もう一点、感染症の観点から、書類については郵送でお願いしますというところもありますので、本来であれば、高齢の方に接している民生委員さん等をお願いするのが、一番方向としてはよろしいかと思えます。そのへんについては、少し曖昧な言葉にはなりますが、ご高齢の方がそういう方をお願いをして、手続きをしていただくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

他に、質疑はありませんか。

8番、市川強議員

○8番議員（市川強君）

その該当者本人が依頼するということによろしいですか。

○議長（仲亀佳定君）

滝総務課長。

○総務課長（滝 基成君）

申請書の中にもありますが、代理申請ができるということになっておりますので、例えば、遠くにいらっしゃる家族、息子さん等が代理にということも当然考えられますし、受付期間が3か月間設けてありますので、そんな形で手続きをしていただければと思っています。

○議長（仲亀佳定君）

他に、質疑はありませんか。

5番、望月光彦議員

○5番議員（望月光彦君）

5番、望月。町の商品券が配布されるようになりますが、お店の登録が5月8日までと放送で流れていたと思います。使えるお店はどこがどう入ってくるのか、今の時点である程度把握されているのでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

岡村産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（岡村 忠君）

5月11日時点で、109件の店舗の登録がありました。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

他に、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、議案第28号、議案第29号の条例の特例、改正の2件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第28号、議案第29号の討論を終結いたします。

議案第30号一般会計補正予算について討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第30号の討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

はじめに、議案第28号 南部町長等の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第29号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第30号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長(仲亀佳定君)

日程第6 議員提出議案の説明、質疑、討論、採決に入ります。

最初に、南部町議会議員の議員報酬の特例に関する条例を議題として、提出議員より提出理由の説明を求めます。

11番、遠藤光宣議員。

○11番議員(遠藤光宣君)

発議第1号 南部町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についての提案理由の説明を行います。

朗読をもって、提案理由に代えさせていただきます。

議員提出議案集の1ページをご覧ください。

南部町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを別紙のとおり、地方自治法第112条および南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年5月12日

南部町議会議長 仲亀佳定 殿

提出者 南部町議会議員 遠藤光宣

賛成者 南部町議会議員 堀之内可和

〃 南部町議会議員 望月藤一

〃 南部町議会議員 市川 強
〃 南部町議会議員 若林一明
〃 南部町議会議員 小泉昇一
〃 南部町議会議員 望月光彦
〃 南部町議会議員 若林良一
〃 南部町議会議員 高橋茂広
〃 南部町議会議員 遠藤高芳
〃 南部町議会議員 木内秀樹

提出理由

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町の特別職の給料の減額措置を踏まえ、本町議会においても自主性を発揮し、議長、副議長および議員の報酬月額については、それぞれの報酬月額から、当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とすることとしたことから、本条例の制定を提案するものであります。

なお、条例については、別紙のとおりお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で発議第1号 南部町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

提出理由の説明が終わりました。

遠藤光宣議員ご苦労さまでした。席にお戻りください。

提出議題において、議員全員が賛成者でありますので、質疑・討論は省略して採決を行います。

発議第1号 南部町議会議員の議員報酬の特例に関する条例については、原案の通り決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、令和2年南部町議会第2回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控室にご集合ください。

閉会 午前10時37分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年5月12日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

望 月 藤 一

会議録署名議員

堀 之 内 可 和

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

遠 藤 一 明